

重 要 事 項 説 明 書

(指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業)

(2026年5月27日現在)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

名 称	医療法人真誠会
所 在 地	鳥取県米子市河崎580
電 話 番 号	0859-24-5666
代 表 者 氏 名	理事長 前田 浩寿
設 立 年 月	平成5年2月23日

2. 事業所の概要

事業所の種類 (事業所番号)	指定特定相談支援事業 (3130201639) 指定障害児相談支援事業 (3170200616)
事業所の名称	障がい相談支援センターつながり
事業所の所在地	鳥取県米子市河崎580
事業所の電話番号	0859-21-1117
事業所のFAX番号	0859-48-0305
管 理 者	岡田 健吾
サービスの実施地域	米子市、境港市、日吉津村
事業所の開設年月日	令和8年5月1日
目的・運営方針	<p>1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当</p>

	<p>に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>
--	--

3. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常 勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1				
相談支援専門員	1		1				

4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	<p>従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	<p>【基本相談】障害者からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】障害福祉サービスの支給決定の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】支給決定の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定に係る申請の勧奨を行います。</p>

5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日を除く。
営業時間	午前9時～午後6時

6. 通常の事業の実施地域

米子市の全域。

ただし、通常の実施地域以外の希望者に対し実施する場合があります。

7. 主たる対象者

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・障害児

8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

9. 利用料、その他の費用の額について

〈基本利用料〉

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。ご利用者その家族から一切の費用の負担はありません。

(1) 相談支援費

◇計画相談支援費

項 目	利 用 料	内 容
サービス利用支援費 (Ⅰ)	15,720 円	取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。
サービス利用支援費 (Ⅱ)	7,320 円	取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。

項 目	利 用 料	内 容
継続サービス利用 支援費（Ⅰ）	13,080 円	取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。
継続サービス利用 支援費（Ⅱ）	6,060 円	取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。

◇障害児相談支援費

項 目	利 用 料	内 容
障害児支援利用援助費 （Ⅰ）	17,660 円	取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。
障害児支援利用援助費 （Ⅱ）	8,150円	取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。

項 目	利 用 料	内 容
継続障害児支援利用 援助費 （Ⅰ）	14,480 円	取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。
継続障害児支援利用 援助費 （Ⅱ）	6,620 円	取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。

〈加算〉

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

項 目	利 用 料	内 容
利用者負担上限額 管理加算	1,500円	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定します（月1回を限度）
初回加算	3,000 円	新規にサービス等利用計画を作成する場合等に算定します。（計画相談支援）
	5,000円	新規にサービス等利用計画を作成する場合等に算定します。（障害児相談支援）
入院時情報連携加算 （Ⅰ）	3,000 円	入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合に算定します。（医療機関を訪問しての情報提供）

入院時情報連携加算 (Ⅱ)	1,500 円	入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合に算定します。 (医療機関への訪問以外の方法での情報提供)
退院・退所加算	3,000 円	退院・退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集や、カンファレンスへの参加を行った上で、サービス利用支援を行った場合に算定します。
集中支援加算	3,000 円 1,500 円	サービス利用支援又は継続サービス利用支援の月以外で次の支援を行った場合に算定します。 ①サービス利用に関して、求めに応じて利用者の居宅等を訪問し、月に2回以上面接等を行った場合 ②サービス担当者会議を開催した場合 ③病院、企業、保育所等が主催する会議に要請されて出席した場合 訪問、会議参加、会議開催：1 月につき300単位 算通院同行：1 回につき 300 単位 情報提供：1 回につき 150 単位加算
居宅介護支援事業所等連携加算	3,000 円 1,000 円	利用者が介護保険を利用する又は一般就労することになり、居宅介護支援事業所や雇用先企業等に支援を引き継ぐ際に、一定期間を要して情報提供、支援の同行、会議の参加等を行った場合、支援内容に応じて算定します。 情報提供以外：1 月につき 300 単位 情報提供：1 月につき 150 単位
保育・教育等移行支援加算	3,000円 1,500円	保育所等の利用や就学、就職等に保育所、特別支援学校、企業又は障がい者就業・生活支援センター等との引継ぎに一定期間を要する利用者に対し、一定の支援を行った場合、支援内容に応じて算定します。 月に2回以上、利用者の居宅を訪問し面接を行った場合：300単位 他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合：300単位 情報提供を文書により実施した場合：150単位
医療・保育・教育機関等連携加算	3,000 円 2,000 円 1,500 円	医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供、協議等を行った上でサービス等利用計画を作成した場合に算定します。 計画作成月の面談：1 月につき 200 単位 加算モニタリング月の面談：1月につき300単位 通院同行：1 回につき 300 単位 情報提供：1 回につき 150 単位
サービス担当者会議実施加算	1,000 円	継続サービス利用支援時に福祉サービス等の担当者を招集しサービス担当者会議を開催した際に算定します。
サービス提供時モニタリング加算	1,000 円	福祉サービス事業所等を訪問し、利用者のサービス提供状況を把握して記録を作成した場合に算定します。
行動障害支援体制加算 (Ⅰ)	600 円	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に配置し、強度行動障害を有する障害者に対して、研修修了者により相談支援を行っている場合に算定します。（1 月につき）

行動障害支援体制加算 (Ⅱ)	300円	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した常勤の相談支援専門員を配置し公表している場合に算定します。（1月につき）
要医療児者支援体制加算 (Ⅰ)	600円	事業所に配置された医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に配置し、医療的ケアを必要とする者に対して、研修修了者により相談支援を行っている場合に算定します。（1月につき）
要医療児者支援体制加算 (Ⅱ)	300円	事業所に配置された医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し公表している場合に算定します。（1月につき）
精神障害者支援体制加算 (Ⅰ)	600円	地域生活支援事業による精神障害者の障害特性や支援技法に関する研修を終了した常勤の相談支援専門員を配置し、精神に障害のある者に対して、研修修了者による相談支援及び病院との連携体制を構築している場合に算定します。（1月につき）
精神障害者支援体制加算 (Ⅱ)	300円	地域生活支援事業による精神障害者の障害特性や支援技法に関する研修を終了した常勤の相談支援専門員を配置し公表している場合に算定します。（1月につき）
高次脳機能障害支援体制加算 (Ⅰ)	600円	高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、高次脳機能障害者に対して研修修了者による相談支援が行われている場合に算定します。（1月につき）
高次脳機能障害支援体制加算 (Ⅱ)	300円	高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し公表している場合に算定します。（1月につき）
地域生活支援拠点等 相談強化加算	7,000円	緊急の支援を要する利用者に対する短期入所サービスの調整・情報提供を行った場合に算定します。（月4回を限度）
地域体制強化共同支援加算	20,000円	地域生活拠点等として位置づけられているか、拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、定期的に協議会に参画している場合に算定します。（月1回を限度）
福祉・介護職員等処遇改善加算	所定単位× 51/1,000	指定計画相談支援・障害児相談支援を行った場合は所定単位数に算定します。

◇減算

項 目	利 用 料	内 容
居宅介護支援費重複減算 介護予防支援費重複減算	所定単位数を減算	相談支援専門員が、介護保険法の要介護・要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供した場合。
虐待防止措置未実施減算	所定単位数 の 1/100	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、従業者に周知徹底、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合。

業務継続計画未実施減算	所定単位数の1/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定であったり、必要な措置を実施していない場合
情報公表未報告減算	所定単位数の5/100	情報公表制度に基づく報告が未実施の場合

計画相談支援 障害児相談支援	利用者負担額は発生しません。（※）
交 通 費	<p>利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求します。</p> <p>なお、自動車を使用して訪問する場合の交通費は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所から、片道おおむね5キロメートル未満 100円 ・事業所から、片道おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満 200円 ・事業所から、片道おおむね15キロメートル以上は、5キロメートルごとに100円を加算する。

※計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

10 交通費等の支払い方法について

① 利用者負担金、その他の費用の請求	<p>ア 利用料は1か月ごとに計算し、利用月ごとの金額により請求いたします。</p> <p>イ その他の費用は、発生したその都度お支払い下さい。</p>
② 利用者負担金、その他の費用の支払い	<p>ご利用月の翌月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座へお振込みによるお支払い 【指定口座番号】 山陰合同銀行米子西支店 普通預金 口座番号 4559788 医療法人真誠会 障がい相談支援センターつながり 理事長 前田 浩寿</p> <p>(イ)窓口での現金によるお支払い 月曜日～土曜日の午前9:00～午後6:00までの間</p> <p>計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>

※ 交通費等の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、お支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

1 1. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

1 2. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当 事 業 所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者 岡田 健吾・ご利用時間 9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0・電 話 番 号 0 8 5 9 - 2 1 - 1 1 1 7・ F A X 0 8 5 9 - 4 8 - 0 3 0 5・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
各 市 町 村	市町村が発行する受給者証に表示されている、市町村の担当係に申し出ることが出来ます。
米子市社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none">・所 在 地：鳥取県米子市錦町1丁目139番地3・電 話 番 号：（0 8 5 9）2 3 - 5 4 9 0・ F A X：（0 8 5 9）2 3 - 5 4 9 5

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

1 4. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- （１）虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 岡田 健吾
- （２）成年後見制度の利用支援
- （３）苦情解決体制の整備
- （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

虐待防止に関する 相 談 窓 口	<p>・ 窓口担当者 岡田 健吾</p> <p>・ ご利用時間 9：00 ～ 18：00</p> <p>・ 電話番号 0859-48-0300</p> <p>・ F A X 0859-48-0305</p>
---------------------	---

1 5. 感染症予防、まん延防止の対策

当事業所は、事業所内において感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- （１）感染症の予防又はまん延防止のため検討委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- （２）従業員に対して、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、必要に応じて速やかに、市町村・利用者のご家族に連絡し、同時に救急処置・受診・治療等必要な対応を、誠意をもって行なわせていただきます。また、事故の状況、事故に際して採った処置については記録します。

事故発生後速やかに原因の解明を行い、原因の解明を受け再発防止策を検討し、速やかに実践すると共に防止に努めて参ります

1 7. 業務継続計画の策定等について

当事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」BCP という）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

（１）従業員に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

1 8. サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から５年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

1 9. サービス利用における禁止行為について

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：■コップを投げつける ■蹴られる ■手を払いのけられる	■叩かれる ■手を引っかく、つねる ■首を絞める	■唾をはく ■服を引きちぎられる
-------------------------------------	--------------------------------	---------------------

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：■大声を発する ■サービスの状況を覗き見する ■怒鳴る ■気に入った職員以外に批判的な言動をする ■威圧的な態度で文句を言い続ける ■刃物をちらつかせる ■「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する ■利用者の親族等が「自分の食事も作れ」と強要する	■家族等が利用者の発言を鵜呑みにし、理不尽な要求をする ■訪問時不在時に書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」と謝罪を要求する ■「たくさん保険料を支払っている」とサービスを強要する。又は断ると文句を言う ■利用料金の数ヶ月滞納 ■特定の職員にいやがらせをする。
---	---

3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：■必要もなく手や腕を触る ■抱きしめる ■女性のヌード写真を見せる ■入浴介助中、あからさまに性的な話しをする。	■卑猥な言動を繰り返す ■サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる ■サービス提供中の職員の服の中に手を入れる。
---	--

【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
 - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
 - アセスメントの記録
 - サービス担当者会議等の記録
 - モニタリングの結果の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

20. 第三者評価

(1) 提供するサービスの評価の実施状況

第三者評価の実施	有	無
実施年月日	年	月 日
実施評価機関		
評価結果		

令和 年 月 日

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

【事業者】

所在地 ：鳥取県米子市河崎580

名 称 ：医療法人真誠会

代表者 ：理事長 前田 浩寿 印

【説明者】

事業所 ：障がい相談支援センターつながり

職氏名 ： 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

【利用者】 住 所 ：

氏 名 ： 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【代筆者】

住 所 ：

氏 名 ：

続 柄 ： 印

重要事項説明書

医療法人 真誠会

障がい相談支援センターつながり